第2回 上島町議会 臨時会

本臨時会は4月26日(火)に開会し、議案4件が原案どおり可決され、同日閉会しました。審議結果等は次のとおりです。

専決処分

■上島町スポーツ合宿村公園条例

岩城橋開通に伴う機構改革の見直し及び事務分掌の見直しを行ったことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したもの。

―承　認―

■上島町税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したもの。

―承　認―

■上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したもの。

―承　認―

その他

■上島町サウンド波間田の指定管理者の指定について

新たに上島町サウンド波間田の指定管理者を指定する。

【指定管理者】
上島町地域活性化グループゆめしま倶楽部
代表　末廣　孝一

【指定期間】
協定締結日から
令和9年3月31日まで

―原案可決―

「弓削島荘遺跡（ゆげじまのしょういせき）」国史跡指定記念シンポジウムの開催について

令和3年10月11日付け官報告示により、上島町に所在する「弓削島荘遺跡」が正式に国の史跡に指定されました。上島町は、この史跡指定を記念してシンポジウムを開催します。シンポジウムでは、学識経験者によるこれまでの調査・研究成果についての講演のほか、史跡弓削島荘遺跡を未来へと継承していく契機とするためのパネルディスカッションを行います。事前申し込みは不要で、どなたでもご入場いただけます。ご家族やお友達をお誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

日　時　6月19日（日）13:00～16:50
会　場　せとうち交流館 多目的ホール　定員 150名

【プログラム】
講演1　「史跡の保存と活用ー荘園遺跡を中心にー」
山下 信一郎 氏（文化庁文化財第二課長）
講演2　「弓削島荘と上島町の塩業遺跡」
村上 恭通 氏（愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター長）
講演3　「中世を継承する弓削島」
服部 英雄 氏（九州大学名誉教授、名古屋城調査研究センター所長）
パネルディスカッション
「地域の宝『弓削島荘遺跡』をどのように守り、伝え、活かすか」
コーディネーター：山内 譲 氏（元松山大学教授）
パネリスト：山下 信一郎 氏、村上 恭通 氏、服部 英雄 氏
日和佐 宣正 氏（愛媛県教育委員会文化財保護課主幹）
有馬 啓介（上島町教育委員会教育課生涯学習係主査）

【入 場 料】　無　料　　**【主　催】**　上島町教育委員会　☎77-2128
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、マスク着用と手指消毒にご協力ください。

令和4年　狩猟等免許試験のご案内

上島町では、イノシシ等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊(猟友会)の方が捕獲を行っていますが、人手が不足しているのが現状です。農家の方、定年退職をされた方、イノシシの出没により不安を感じている町民の皆さま、狩猟等免許を取得してイノシシの捕獲をしてみませんか。

町では、狩猟免許取得後に捕獲隊(猟友会)へ入会される方へは、狩猟免許取得・更新、猟銃の所持許可・更新、猟銃等の購入に係る費用を町が全額補助します。

狩猟等免許(わな・猟銃)取得には、事前に予備講習(7月頃)を受講し、狩猟等免許試験(8～9月頃)を受験します。受講を希望される方は、農林水産課(岩城)、産業建設課(魚島)の有害鳥獣係までお申込みください。申し込みをされた方へは、講習日と試験日が決定次第、ご連絡します。

●申込先
農林水産課(岩城)☎75-2500
産業建設課(魚島)☎78-0011
●申込方法　電話または来庁
●申込期限　6月17日(金)

令和４年度　後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健康診査を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話ももちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

●対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方
（75歳以上または、65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方。）
※ただし、以下の方は対象外となります。
・ 病院または診療所に６か月以上継続して入院している方
・ 障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している方

参考：長期入院患している方や施設入所・入居している方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科口腔健康診査の対象外とします。

●健診項目
① 問診
② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認)
③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)
・舌の状態　・えん下の状態(飲み込む力の確認)
・口腔の状態(清掃状況やお口の乾燥状態などの確認)
・歯肉の状態
④ 保健指導

●申込方法
愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または各総合支所の住民課・町民生活課に直接お申し込みください。

クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表などをセットにして郵送します。
※ 愛媛県後期高齢者医療から受診をお勧めする方には、クーポン券などを送付しています。

●受診期間
令和４年6月1日(水)～令和５年2月28日(火)

●受診方法
クーポン券などが届いたら、事前に電話などにて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

●受診場所
後期高齢者の歯科口腔健康診査を実施する登録歯科医院
クーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を同封しますので、ご参照ください。
また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

●その他注意事項
○無料で歯科口腔健康診査を受診できるのは、１年度内につき１回です。同年度内、2回目以降の受診の健診料は自己負担になります。なお、重複受診が判明した場合は費用を請求させてただきますのでご了承ください。
○歯科口腔健康診査は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

●申込み・問い合わせ
愛媛県後期高齢者医療広域連合
事業課保健事業係　☎ 089-911-7739
FAX 089-911-7735　✉ info@ehime-kouiki.jp

弓削　住民課　77-2503　生名町民生活課　76-3000
岩城町民生活課　75-2500　魚島町民生活課　78-0011